

公開買付開始公告

各 位

平成 30 年 7 月 11 日
東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

ソフトバンク株式会社（以下「当社」及び「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本公告日現在において、ソフトバンクグループ株式会社（以下「SBG」といいます。）がその議決権の 99.99%を SBG の 100%子会社であるソフトバンクグループジャパン株式会社（旧商号：ソフトバンクグループインターナショナル合同会社）（以下「SBGJ」といいます。）を通じて所有する子会社です。SBG は、本公告日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しているヤフー株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を SBGJ 及び SBBM 株式会社（以下「SBBM」といいます。）を通じて合計 2,445,487,300 株（所有割合（注 1）：42.95%）（注 2）所有しており、対象者を支配力基準で連結対象としております。なお、本公告日現在、当社は、対象者株式を所有しておりません。

当社は、平成 30 年 7 月 9 日開催の当社取締役会の取締役会決議に基づき一任された当社代表取締役社長執行役員 兼 CEO の宮内 謙において、対象者の第二位株主である Altaba Inc.（以下「ALT」といいます。）が所有する対象者株式の一部を取得し、当社と対象者それぞれの事業基盤強化と持続的成長を図ることを目的として本公開買付けを実施することを、平成 30 年 7 月 10 日付で決定いたしました。

（注 1） 「所有割合」とは、対象者が平成 30 年 6 月 18 日に提出した第 23 期有価証券報告書に記載された、平成 30 年 6 月 18 日現在の発行済株式総数（5,696,905,200 株）（ただし、平成 30 年 6 月 1 日から平成 30 年 6 月 18 日までの対象者の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。）から、平成 30 年 6 月 18 日現在の対象者が所有する自己株式数（2,835,585 株）（ただし、平成 30 年 6 月 1 日から平成 30 年 6 月 18 日までの対象者による単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。）を控除した株式数（5,694,069,615 株）に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

（注 2） 対象者株式 2,445,487,300 株のうち、本公告日現在、SBGJ が、対象者株式 2,071,926,400 株（所有割合：36.39%）を所有し、SBBM が、対象者株式 373,560,900 株（所有割合：6.56%）を所有しております。

本公開買付けに際して、当社は、平成 30 年 7 月 10 日付で、ALT（所有株式数：1,977,282,200 株、所有割合：34.73%）との間で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、ALT が所有する対象者株式の一部（613,888,888 株、所有割合：10.78%）（以下「ALT 応募予定株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本応募契約の概要については、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

また、SBG によれば、本応募契約の締結に際し、SBG、SBGJ 及び SBBM 並びに ALT は、同当事者間で締結された、対象者株式に係る先買権（いずれかの当事者が、対象者株式を第三者に対して譲渡する場合（市場での譲渡を含みます。）において、他の当事者が希望する場合には、当該第三者に対して対象者株式を譲渡する条件と同様の条件にて、当該他の当事者に対して対象者株式を譲渡することを、当該他の当事者が当該売却希望の当事者に対して要求することのできる権利）及び取締役の選任について規定している Joint Venture Agreement（以下「本株主間契約」といいます。）を、平成 30 年 7 月 10 日付の Termination Agreement（以下「本解約合意書」といいます。）に基づいて解除しているとのことです。

本公開買付けは、ALT 所有の対象者株式の一部の応募を前提として行われ、また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社及び対象者は本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。よって、当社は、買付予定数の上限を、ALT 応募予定株式と同数の 613,888,888 株（所有割合：10.78%）としており、応募株券等（本公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。）の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（613,888,888 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

対象者が平成 30 年 7 月 10 日に公表した「当社親会社であるソフトバンクグループ株式会社の子会社であるソフトバンク株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明並びに自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成 30 年 7 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明すること、また、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者株主の判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者の取締役会決議の詳細は、下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び対象者の定款の規定に基づき、本公開買付けの実施と同時に自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として対象者株式に対する公開買付け（以下「本自社株公開買付け」といいます。）を実施すること、また、本自社株公開買付けの買付け等の価格（以下「本自社株公開買付け価格」といいます。）を、平成 30 年 7 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 360 円とすること、本自社株公開買付けにおける買付予定数については、対象者の財務の健全性及び安定性も考慮したうえで、SBGJ が本自社株公開買付けに応募する予定の 611,111,111 株と同数の 611,111,111 株（発行済株式総数に対する割合 10.73%）を上限とすることを決議しているとのことです。なお、対象者は、(i) SBG を親会社とする企業集団（以下「SBG グループ」といいます。）の対象者株式の所有割合を一定程度に抑え、対象者の上場会社としての独立性を維持すること、及び(ii)対象者が有する余剰現預金の額等を勘案し、本自社株公開買付けの上限を 611,111,111 株としているとのことです。

また、本自社株公開買付けに関しては、対象者は、平成 30 年 6 月下旬以降、対象者の株主である SBGJ との間の協議により、(i)下記のとおり当社による ALT からの対象者株式の取得により対象者と当社との連携を強化しつつ、これと同時に、対象者による SBGJ からの自己株式取得により SBG グループの対象者株式の所有割合を一定程度に抑えること等を企図して本自社株公開買付けを行うこととした経緯のほか、(ii)両公開買付けの公開買付価格を同額とすることで対象者株主における無用の混乱を回避することができることを考慮し、SBGJ との間で、本自社株公開買付価格については、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額とし、東京証券取引所市場第一部における本自社株公開買付けの公表日である平成 30 年 7 月 10 日の前営業日である平成 30 年 7 月 9 日の対象者株式の終値とすることで合意に至ったとのことです。対象者としては、対象者株式の市場価格を基礎とした本自社株公開買付価格による本自社株公開買付けを通じて最大 611, 111, 111 株の自己株式取得を行うことは、対象者の基本的 1 株当たり当期利益（EPS）の向上や親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、本自社株公開買付けに応募せず対象者株式を所有し続ける対象者株主に対する利益還元にも繋がると判断したとのことです。また、対象者は、本自社株公開買付価格が上記公表日の前営業日の過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値に対してディスカウントされた価格であることから、取得する自己株式数に対する対象者資産の社外流出は抑制されており、本自社株公開買付けに応募せず対象者株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点からも合理的であると判断したとのことです。加えて、本自社株公開買付けによる SBGJ からの自己株式の取得は、本公開買付けを通じた当社による ALT からの対象者株式の取得が前提となることから、対象者と SBGJ は、(i)SBGJ による本自社株公開買付けへの応募は本公開買付けが成立することを条件として行われるものとし、(ii)本自社株公開買付けに係る買付け等の期間の末日を、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日の 1 営業日後とすることで合意に至ったとのことです。本自社株公開買付価格その他本自社株公開買付けの詳細については、対象者プレスリリースをご参照ください。

なお、対象者は、平成 30 年 7 月 10 日付で、対象者の株主である SBGJ との間で、対象者が本自社株公開買付けを実施した場合には、SBGJ が所有する対象者株式のうち、発行済株式総数の 10.73%に相当する 611, 111, 111 株を本自社株公開買付けに応募すること等を内容とする応募契約（以下「本自社株応募契約」といいます。）を締結しており、本自社株応募契約においては、(i)本自社株公開買付けと同日付で行われる本公開買付けが成立することが応募の前提条件となる旨、及び(ii)本公開買付けの公開買付期間が延長された場合に、本自社株公開買付けの買付け等の期間を本公開買付けの延長後の公開買付期間の末日の翌営業日までに延長する旨が定められているとのことです。また、ALT は、本応募契約において、自らの所有する対象者株式を、本自社株公開買付けに応募しない旨を合意しております。加えて、SBG によれば、本解約合意書において、ALT は、自ら、また、その役員及び子会社等をして、その所有する対象者株式を、本自社株公開買付けに応募せず、また、応募させないことを合意しているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの目的及び背景

当社は、SBG グループに属し、また、当社、その子会社 67 社及び関連会社 24 社により構成されており、主な事業は、「コンシューマ」（一般個人向けの移動通信及びブロードバンドサービス並びに付帯事業の提供）、「法人」（法人顧客向けの通信サービス及びソリューション提供）、「流通」（IT 商材、携帯アクセサリ等の直販及び卸売）及びその他の事業（クラウド事業、回収代行業等の前述のセグメントに属さない事業）です。SBG グループは「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、企業価値の最大化を図るとともに、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループを目指し、情報・テクノロジー領域において、様々な事業に取り組んでいます。その中において、通信領域で培った高度な営業・マーケティングノウハウと確固たる顧客基盤を有する当社は、SBG グループ全体として得られる世界中の最先端テクノロジーの知見を最大限に発揮することで、既存顧客のみでなく、社会全体に便益を提供しながら、顧客基盤の拡大と新たな収益基盤の確立を遂げていくことを戦略と位置付けています。

一方、対象者は、平成 8 年 1 月に当社の親会社であるソフトバンク株式会社（現 SBG）と対象者の第二位株主である Yahoo! Inc.（現 ALT）の合弁会社として、Yahoo! Inc. が行っているインターネット上の情報検索サービスの提供を日本で行う目的で設立されました。現在、対象者は、検索連動型広告（検索したキーワードに対して表示される広告）やディスプレイ広告（画像や映像を用いて表示される広告）等の広告関連サービスや、日本最大級のオンライン・オークションサービス「ヤフオク!」やオンライン・ショッピングサイト「Yahoo!ショッピング」、アスクル等のイーコマース関連サービス、「Yahoo!プレミアム」等の会員向けサービス、クレジットカード等の決済金融関連サービスを提供しております。

当社は、対象者との間で「Yahoo! BB」を始めとする各種通信関連サービスに関わるビジネスについて業務提携契約を締結しているほか、イーコマースを中心に協業関係を進め、スマートフォン顧客向けのサービスを拡充し、通信とサービスの総合的な価値を向上させるとともに他の通信事業者との差別化を進めてまいりました。足下の具体的な取り組みとして、対象者が提供する月額 462 円の有償会員サービス「Yahoo!プレミアム」を当社のスマートフォンユーザーに無償提供するほか、当社のスマートフォンユーザーに対して対象者の「Yahoo!ショッピング」（イーコマース）の利用に関して対象者が追加のポイントを付与するキャンペーン等を通じて、両社サービスの利用最大化を図っています。これらの施策等を通じて、当社及び対象者の事業上の関係は深まっている状況にあります。今後も、コンテンツ分野やシェアリングビジネス分野をはじめ、当社及び対象者の協業の範囲を拡大していくことが当社及び対象者の競争力強化に繋がるものと考えております。

このような関係の深化を受け、当社は、SBG により公表された平成 30 年 2 月 7 日付の「当社子会社の株式上場準備の開始について」のとおり、当社の株式上場に向けた準備を進める中で、今後上場企業として自主独立した企業運営を行っていくにあたり、当社の企業価値向上において重要な役割を担う対象者との連携をより強固なものとするためにも、対象者との更なる協業の発展の為に当社が直接対象者株式を所有することによって資本関係を強化することも視野に対象者の株式取得に関して検討を始めました。そうした状況下、平成 30 年 2 月 27 日に ALT から所有する対象者株式について売却する意向が公表されました。

一方で、SBG、SBGJ 及び SBBM 並びに ALT の間の本株主間契約において対象者の取締役として ALT から 2 名の取締役を指名する旨の合意が規定されているところ、かかる売却方針の公表以降、ALT から派遣された取締役の 2 名は、インサイダー取引規制の対象となる対象者の未公表の重要事実（法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）を認識することができない立場となり、その結果として、対象者の取締役会にも出席できずにおりました。しかし、当社と対象者との協業を速やかに発展させていくうえでは、長期の事業パートナーの立場ではなくなった ALT からの取締役の派遣は制約となる可能性があることから、当社として本株主間契約の解消は重要な課題であるという認識を強めておりました。そこで、当社は、ALT の所有する対象者株式の一部取得及び本株主間契約の解消をも含めた具体的な検討を開始し、本株主間契約の当事者であり、本株主間契約に基づく対象者株式の先買権を有する SBG に対し、当社による ALT 所有の対象者株式の取得につき、相談を行いました。SBG によれば、ALT による対象者株式の売却に際しては本株主間契約において SBG の先買権が存在する中で、両社の思惑が一致せず、ALT による対象者株式の売却が円滑に実施できずにおりましたが、SBG は、当社による取得については、SBG グループ全体の企業価値向上に繋がることから、SBG としてもこれに協力するとの見解を示しました。

そのうえで、当社は、同年 6 月上旬に、売却方針を示していた ALT に対象者株式の一部取得の意向を伝え、併せて本株主間契約の解消については SBG の協力を得ながら、ALT と協議を重ねてまいりました。

SBG としても、本株主間契約の解消は当社と対象者との協業を円滑にし SBG グループとしてのメリットもあることから、SBG は、平成 30 年 6 月下旬、当社による ALT が所有する対象者株式の一部の取得の意向を受け、本応募契約の締結日と同じ日をもって、本株主間契約を終了することにつき、ALT と交渉し、ALT の了解を得たとのことです。

また、当社は、平成 30 年 6 月上旬に、対象者に対して対象者株式の一部取得についての意向を伝え、対象者との間で相互に協議を進めてまいりました。その結果、平成 30 年 6 月下旬に、当社と対象者は、当社が ALT の所有する対象者株式の一部を取得することによって、連携を強化し、かつ、両社で協業をより積極的に推進することによって、今後の当社と対象者のさらなる成長・発展と企業価値向上に資するとの認識を共有するに至りました。具体的には、当社及び対象者は、既に、当社のスマートフォンユーザー及び対象者のプレミアム会員向けのキャンペーンを実施するなど、両社の顧客基盤を重ね、利用最大化を促す施策を行っており、今後も当社のスマートフォンユーザー及び対象者のプレミアム会員の利便性向上や、長期的な利用継続の促進策を検討することを予定しております。更に、当社としては「Beyond Carrier」のスローガンの下、他の通信キャリアとの差別化を実現し、通信キャリアとしての枠を超えた成長戦略を実現するうえでは対象者との連携強化が重要な鍵となり、デジタルコンテンツやシェアリングビジネス、フィンテック等の分野において当社と対象者との協業機会は非常に広いと認識しており、一方で、当社及び対象者が身を置く厳しい競争環境において、技術開発等に係る戦略的な意思決定を迅速かつ緊密に行うことが不可欠であるため、当社は、対象者との資本提携を通じた関係強化を目指すに至りました。

また、SBG によれば、SBG は、SBG グループとして、現状の所有割合においても対象者が支配力基準で連結対象となっている点、及び SBG として円滑なグループ事業運営を遂行できている点、並びにグループとしての資本効率の観点から、所有する対象者株式の数を増加させる必要性はないと判断し、(i) 対象者としては、従前より、株主還元の強化及び資本効率の向上を図る方法の一つとして、自己株式取得を検討していたところ、上記のとおり、ALT により対象者株式の売却方針が公表されたため、ALT が所有する対象者株式が市場に放出された場合の対象者株式の流動性、その市場価格に対する下落圧力等の影響に対する対応をとる必要があったこと、(ii) 当社による ALT からの対象者株式の取得と並行して、対象者が SBGJ から自己株式の取得を行うことにより、対象者と当社との連携を強化しつつ、SBG グループの対象者株式の所有割合を一定程度に抑え、対象者の上場会社としての独立性を維持することができること、(iii) 対象者は、その成長戦略の遂行に際して必要となる投資等を考慮してもなお、本自社株公開買付けを行うために十分な余剰現預金を有すること、(iv) SBGJ から自己株式の取得を行うにあたっては、公開買付けの方法によることが、対象者の株主間の平等性、取引の透明性の観点からも合理的であること、(v) 本公開買付けと本自社株公開買付けを同時に実施することにより SBG グループの対象者株式の所有割合が過半数を超える期間を出来る限り短くすることが可能となることなどから、対象者が、平成 30 年 6 月下旬、本公開買付けと本自社株公開買付けを同時に実施することが合理的であると判断したことについて対象者との間で認識を共有するに至ったとのことです。

その後、当社は、平成 30 年 6 月下旬以降、ALT との間で、応募株式数や本公開買付け価格について交渉をそれぞれ行いました。そして、ALT との間で、当社が実施する本公開買付けに ALT 応募予定株式を応募すること及び本公開買付け価格については、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの公表日である平成 30 年 7 月 10 日の前営業日の対象者株式の終値を基礎とすることについて合意し、同年 7 月 10 日付で本応募契約を締結いたしました。また、SBG によれば、同時に SBG、SBGJ 及び SBBM 並びに ALT の間で本解約合意書を締結し、本株主間契約を解除したとのことです。なお、当該解除の合意に従い、ALT から派遣されていたアーサー・チョン氏及びアレクシー・ウェルマン氏は、平成 30 年 7 月 10 日付で、対象者の取締役を辞任しております。

かかる協議・交渉を経て、当社は平成 30 年 7 月 9 日開催の取締役会の取締役会決議に基づき一任された当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEO の宮内 謙にて、本公開買付けを実施することを、平成 30 年 7 月 10 日付で決定いたしました。

② 本公開買付け後の経営方針

当社は、対象者株式の東京証券取引所市場第一部の上場を維持し、対象者の上場会社としての自主的な経営を保持しながら、当社と対象者との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えております。このため、当社は、本公開買付け成立後の対象者の経営方針に重要な変更を加えることは予定しておりません。

また、当社は、本自社株公開買付け及び本公開買付けの実行後に、SBG、SBGJ 又は SBBM と共同して対象者の議決権行使を行うことは予定しておらず、独立して議決権行使を行う予定です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

対象者プレスリリースによれば、本公告日現在において、対象者は、対象者の実質的な親会社である SBG が、SBGJ 及び SBBM を通じて対象者株式合計 2,445,487,300 株（所有割合：42.95%）を所有しており、対象者が SBG の連結対象となっている状況や、SBG 出身者が対象者取締役役に起用されていることを考慮し、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しているとのことです。なお、本公開買付けの公開買付け期間は 20 営業日に設定されておりますが、対象者は、本公開買付けを含む本取引（下記「① 対象者における財務アドバイザー及び法務アドバイザーからの助言」に定義されます。）を早期に実行することが、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの目的及び背景」のとおり、対象者の成長・発展と企業価値向上に資すると考えていることから、本公開買付けの公開買付け期間の延長請求を行わないこととしているとのことです。

① 対象者における財務アドバイザー及び法務アドバイザーからの助言

対象者は、本自社株公開買付け及び本公開買付けに対する意見表明（以下「本取引」と総称します。）に関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、SBG グループ及び対象者から独立した外部の財務アドバイザーとして三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社を、外部の法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、それぞれ助言を受けているとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者は、平成 30 年 7 月 10 日開催の取締役会において、対象者取締役 9 名のうち、利害関係を有しない取締役全員（4 名）が審議及び決議に参加し、その全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、上記取締役会においては、(i)対象者と当社は、対象者の本公開買付け後も対象者株式の上場を維持することを確認しており、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されているため、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められること、(ii)本公開買付け価格が当社と ALT の合意により決定された価格であること、(iii)平成 30 年 2 月 27 日に ALT から所有する対象者株式について売却する意向が公表されて以降、対象者株価が下落傾向にある中、本公開買付け価格が、本公開買付けの公表日の前営業日の終値であり、同日までの過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均値と比較するとディスカウントされた価格であることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。また、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、(i)本公開買付け価格が公開買付者と ALT の合意により決定された価格であること、(ii)平成 30 年 2 月 27 日に ALT から所有する対象者株式について売却する意向が公表されて以降、対象者株価が下落傾向にある中、本公開買付け価格が、本公開買付けの公表日の前営業日の終値であり、同日までの過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均値と比較するとディスカウントされた価格であることに鑑み、第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。

なお、SBG、SBGJ、当社その他の SBG グループの役職員を兼務する対象者の取締役である孫 正義、宮内 謙及び君和田 和子並びに ALT の役職員を兼務する対象者の取締役であるアーサー・チョン氏及びアレクシー・ウェルマン氏は、本取引に関する意思決定過程における恣意性を排除する観点から、上記取締役会における本自社株公開買付け及び本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、取引の公正を期する観点から、対象者の立場において SBG、SBGJ、当社又は ALT との協議・交渉にも一切参加していないとのことです。

③ 第三者からの意見書の取得

対象者は、本取引の公正性を担保するため、SBG グループ、ALT 及び対象者との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない外部専門家の西本強・川本拓弁護士（日比谷パーク法律事務所）に対し、①本取引の目的の正当性、②本取引の手続の適正性、③本取引の条件（本公開買付価格及び本自社株公開買付価格を含みます。）の妥当性のそれぞれを踏まえて、④本取引に係る決定が、当社の少数株主（SBG、その子会社及び ALT を除く対象者の株主をいいます。）にとって不利益であるか否か、について諮問したとのことです。

当該弁護士は、対象者から、本取引の目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本取引に関する対象者の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、当該弁護士より、(i)本取引の目的は、ALT の売却方針に対応しつつ、当社との連携強化を図り、もって対象者の事業競争力を強化し、企業価値の向上を目指す点にあり、正当性が認められること、(ii)本取引の手続の適法性は確保されているほか、本取引に係る取締役会の議決及び審議等に特別利害関係者が参加していない等の相当な利益相反回避措置がとられており、また、自己株式の取得方法も、少数株主に一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって行われていることから、本取引に係る手続の適正性は認められること、(iii)本公開買付価格は、独立当事者間の交渉を通じて決められたことに加え、本自社株公開買付価格も、かかる本公開買付価格に依拠してこれと同額にしたものであり、かつ資産の社外流出をできる限り抑えるべく過去一定期間の市場株価平均より一定のディスカウントを行った水準に設定されており、対象者の財務上の観点からも不合理なものとは認められないことから、本取引の買付価格の妥当性は認められ、また、本公開買付価格及び本自社株公開買付価格以外の条件も少数株主にとって不利益なものとは認められず、本取引の条件の妥当性は認められること等を総合的に判断して、本取引は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成 30 年 7 月 9 日に取得したとのことです。

(4) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

本公開買付けは、ALT 応募予定株式を取得することを主たる目的として実施するものであることから、当社は、本公告日現在、本公開買付け成立後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限（613,888,888 株）を超え、当社がその超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済が行われることとなる結果、ALT が、ALT 応募予定株式の全てを本公開買付けにおいて当社に売却することができない場合であっても、本公告日現在、当社は、ALT より、追加で対象者株式を取得することは予定しておりません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本公告日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であり、買付予定数の上限を 613,888,888 株としていることから、本公開買付け成立後、当社が所有する対象者株式は最大で 613,888,888 株（所有割合：10.78%）となる予定であり、また、当社、SBGJ 及び SBBM が所有する対象者株式の合計は最大で 3,059,376,188 株（所有割合：53.73%）となる予定です。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式の上場は維持される見込みです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、当社は、平成 30 年 7 月 10 日付で、ALT との間で本応募契約を締結し、①ALT が所有する一部の対象者株式（所有株式数：613,888,888 株、所有割合：10.78%）について、本公開買付けに応募する旨（注）、②本応募契約の締結日後 12 ヶ月間の経過時又は ALT が所有する対象者株式の所有割合が 5%未滿となった時のいずれか早い方の時点まで、当社が、ALT の事前の書面による承諾なくして、直接又は間接に、対象者に係る合併、株式交換、株式移転、会社分割、資産の全部若しくは実質的に全部の譲渡、有利な価格での株式等の発行又は対象者の株主のスクイーズ・アウトを生じさせる取引を実行せず、これらに参加せず、また、これらの当事者とならないこと（ただし、当社が、(i) 直接又は間接に所有する対象者株式を、対象者により実施される自社株公開買付け又は ToSTNeT を通じた自己株式の取得を通じて、対象者に譲渡すること、及び(ii) 直接又は間接に対象者株式を追加で取得することは、許容されております。）、並びに③当社が、その役員及び子会社等をして、その所有する対象者株式を、本公開買付けに応募させないことを合意しております。

また、SBG によれば、SBG、SBGJ 及び SBBM は、本解約合意書において、ALT との間で、(i) 上記②と同様の内容について合意するとともに、(ii) 自ら、また、その役員及び子会社等をして、その所有する対象者株式を、本公開買付けに応募せず、また、応募させないことを合意しているとのことです。

(注) ただし、ALT は、ALT 以外の対象者株主が本公開買付けに応募をしたとしても最大限のあん分比例した数の株式を売却することができるよう、その所有する対象者株式の全てを応募することも許容されております。また、(i) 対象者株式を本公開買付けに応募することが適用ある法令に違反することになる場合、(ii) 当社が、ALT の事前の書面による承諾なく、公開買付期間を延長した場合（ただし、適用ある法令に基づいて延長する場合若しくは公開買付期間の満了日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づくクリアランスが取得できておらず、当該クリアランスを取得するために法令の許容する範囲内で延長する場合を除きます。）、若しくは、本公開買付けの条件を ALT に不利に変更若しくは放棄した場合、又は(iii) 当社若しくは SBG 又はそれらの子会社等が本応募契約又は本解約合意書に違反した場合には、ALT は、対象者株式を応募する義務を負わないものとされております。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 ヤフー株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

平成 30 年 7 月 11 日（水曜日）から平成 30 年 8 月 8 日（水曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 30 年 8 月 22 日（水曜日）までとなります。

③ 期間延長の確認連絡先

連絡先 ソフトバンク株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番1号
03-6889-2000 (代表)
財務統括 財務戦略本部 本部長 廣野 公一
確認受付時間 平日9時から17時45分まで

(4) 買付け等の価格 普通株式 1株につき 金360円

(5) 買付予定の株券等の数 買付予定数 613,888,888株
買付予定数の下限 613,888,888株
買付予定数の上限 613,888,888株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(613,888,888株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(613,888,888株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 公開買付け期間の末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 10.78%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年6月18日に提出した第23期有価証券報告書に記載された平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された、平成30年6月18日現在の発行済株式総数(5,696,905,200株)(ただし、平成30年6月1日から平成30年6月18日までの対象者の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。)から、平成30年6月18日現在の対象者が所有する自己株式数(2,835,585株)(ただし、平成30年6月1日から平成30年6月18日までの対象者による単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。)を控除した株式数(5,694,069,615株)に係る議決権の数である56,940,696個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。以下、(7)及び(8)においても同様です。

(注3) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、(7)及び(8)においても同様です。

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者－％ 特別関係者 36.39％ 合計 36.39％

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等及び対象者が所有する自己株式は除きます。)に係る議決権の数の合計に基づき計算しております。なお、当社は本公告後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本公告の訂正が必要な場合には、本公告に係る訂正を行う予定です。

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者 10.78％ 合計 47.17％

(9) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

オンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)による応募に関しては、オンラインサービス(<https://hometrader.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。(注2)

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

⑥ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

⑦ 応募株券等の全部又は一部の買付けが行われなかった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード	[A]のいずれか1点、 又は[B]のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A]又は[B]のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

※本人確認書類（原本・コピー）は、以下2点を確認できる必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

・法人の場合

登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

- ・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。
- ・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(10) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(11) 決済の開始日 平成30年8月15日（水曜日）
(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成30年8月29日（水曜日）となります。

(12) 決済の方法及び場所
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。
買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(13) 株券等の返還方法
下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(14) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（613,888,888 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（613,888,888 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 4 号に定める事由が生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。具体的には、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス (<https://hometrade.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の 15 時 30 分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 30 年 7 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明すること、また、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者株主の判断に委ねることを決議したとのことです。なお、詳細につきましては、上記「1. 公開買付けの目的」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

ソフトバンク株式会社
(東京都港区東新橋一丁目9番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

公開買付者は、次の事業を営むこと、および次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 電気通信事業
- (2) 電気通信市場および技術に関する市場調査、情報収集および調査研究ならびにその受託
- (3) 電気通信設備およびこれに附帯する設備の工事およびその請負
- (4) 電気通信設備の保守業務の受託
- (5) 電気通信設備およびこれに附帯する設備の開発、保守、販売および賃貸
- (6) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (7) 通信機器、電気機器、コンピューターおよびそれらの関連・周辺機器、ソフトウェアならびにシステムの開発、設計、製作、製造、販売、管理、リース、賃貸、保守およびその受託ならびに輸出入業務
- (8) 有線テレビジョン放送事業および有線ラジオ放送事業
- (9) 有線テレビジョン放送施設およびこれに附帯する設備の工事の請負、関連機器の開発、保守、販売ならびに賃貸
- (10) 放送法に基づく委託放送事業
- (11) 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作および販売
- (12) インターネットにおけるコンテンツの企画、制作および販売
- (13) デジタルコンテンツの企画、制作および販売
- (14) 建築の設計、工事監理に関する事業
- (15) インターネットを利用したネットワーク構築に関する調査および企画
- (16) インターネット接続業
- (17) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
- (18) インターネット、コンピュータネットワークを利用した通信販売業務、商取引および決済処理ならびにその受託および代行
- (19) コンピュータ・システムの操作、技術・事務処理の受託
- (20) コンピュータグラフィックスの企画、制作、販売およびその代行
- (21) インターネットを利用する情報通信システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用業務ならびにその受託
- (22) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- (23) 通信システムによる情報の収集、処理および販売
- (24) 広告代理その他広告に関する事業
- (25) 広告宣伝およびセールスプロモーションの企画・立案ならびにその受託
- (26) 各種イベントの企画、製作および運営
- (27) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (28) 金融業
- (29) 両替業
- (30) 有価証券の取得、保有、運用および売却
- (31) 有価証券の売買等の媒介、取次および代理

- (32) 投資顧問業
- (33) 融資、保証および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介
- (34) 外国為替取引取次サービス
- (35) 投資事業組合財産の運用および管理
- (36) 投資事業組合財産持分の募集および販売ならびにその取り扱い
- (37) 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計・経理に関する事務の請負
- (38) 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
- (39) 著作権、著作権隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他知的財産権の取得、賃貸、使用許諾およびその管理運用
- (40) 医療機器の販売および賃貸
- (41) 旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業
- (42) 旅行用品、民芸品、水産物、食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、医薬品および日用雑貨の販売および輸出入業務
- (43) 陸上および海上運送業務ならびにその代理業務
- (44) 物流センターの管理および運営ならびに物流情報の収集処理業務
- (45) 不動産の売買および仲介ならびに不動産の管理
- (46) 有料職業紹介事業および労働者派遣事業
- (47) 各種料金の請求収納代理業
- (48) 各種割引クーポンの精算事務処理の代行業務
- (49) 経営指導およびコンサルティング事業
- (50) 割賦販売業および信用購入あっせん業
- (51) 古物の売買およびその仲介に関する事業
- (52) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営、電気の調達、供給および販売ならびに自然エネルギー等による発電装置の販売および賃貸借等に関する業務
- (53) 前各号に関するあっせん業・代理業
- (54) 前各号に関する各種サービスの提供および研修およびコンサルティング事業
- (55) 前各号に附帯または関連する一切の業務
- (56) その他一切の事業

(2) 事業の内容

公開買付者は、移動通信サービス、ブロードバンドサービスおよび固定通信サービス等の事業を主な事業として営んでおります。

(3) 資本金の額 204,309,316,942円(平成30年7月11日現在)

以 上